社会福祉法人国立保育会定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

（イ）保育所の経営

（ロ）一時預かり事業の経営

（ハ）小規模保育事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人国立保育会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を東京都国立市北二丁目３０番の１に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上１１名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、事務局員２名、外部委員１名の合計３名で構成

する。
3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）
第７条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）
第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第９条　評議員に対して、各年度の総額が１，０００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）
第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。
（1）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
（2）理事及び監事の報酬等の額
（3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）事業計画
（10）当初予算及び前年度決算が確定した後に初めて編成される補正予算
（11）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
（12）公益事業・収益事業に関する重要な事項
（13）解散
（14）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、社会福祉法第４５条の１４第９項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び評議員会において選任した評議員２名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第４章　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）
第１６条　この法人には、次の役員を置く。
（１）　理事　　６名以上１０名以内
（２）　監事　　２名以上３名以内
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事のうち１名以内で理事会議長を置くことができる。
４　理事長以外の理事のうち３名以内で副理事長もしくは常務理事を置くことができる。
５　前項の副理事長、常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。
６　この法人に会計監査人を置く。

（役員の資格）
第１７条 社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（役員及び会計監査人の選任）
第１８条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長、理事会議長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第１９条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長、副理事長及び常務理事は、４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）
第２１条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）
第２２条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
３　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）
第２３条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）
第２４条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任限定契約）
第２５条　この法人は理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他理事又は該当社会福祉法人の職員でないものに限る）、監事又は会計監査人の社会福祉法第４５条の２０第１項の損害賠償責任について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約（責任限定契約）を締結することができる。

（職員）
第２６条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）
第２７条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第２８条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長、理事会議長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第２９条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
３　理事長は、理事総数の３分の１以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から１週間以内にこれを招集しなければならない。

（決議）
第３０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、社会福祉法第４５条の１４第９項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）
第３２条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）建物
（イ）　東京都国立市北二丁目３０番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建国立保育園園舎１棟（延６８８．３８平方メートル）
（ロ）　東京都国分寺市西恋ヶ窪２丁目１８番地１４、１８番地１、１８番地２、１８番地３、１８番地１３、１８番地１５、１８番地１６、１８番地１８、１８番地１９、１８番地２０、１８番地２１所在の鉄骨造ルーフィングぶき２階建西国分寺保育園園舎１棟（延９１８．５３平方メートル）
（ハ）　東京都国分寺市富士本二丁目３０番地４所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付き２階建富士本保育園園舎１棟（延８８１．００平方メートル）

（ニ）　東京都杉並区宮前二丁目６１９番地１所在の鉄骨造陸屋根２階建（延９０５．６７平方メートル）
（ホ）　東京都杉並区上井草三丁目１６２番地１所在の鉄骨造陸屋根２階建（延１７０６．１１平方メートル）
（ヘ）東京都国立市北三丁目７番地１４所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建国立ひまわり保育園園舎１棟（延１０６４．９６平方メートル）
（２）土地
（イ）　東京都国立市北２丁目３０番１所在の国立保育園敷地１筆（９９１．７３平方メートル）
（ロ）　東京都国分寺市富士本二丁目３０番４所在の富士本保育園敷地１筆（１１４９．１２平方メートル）
（ハ）　東京都国分寺市富士本二丁目３０番２３所在の富士本保育園敷地１筆（１９８．５８平方メートル）
（ニ）　東京都国分寺市富士本二丁目３０番２所在の富士本保育園敷地１筆（１３２．２２平方メートル）
３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第３３条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。
（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
（３）社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を東京都知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく東京都知事に届け出るものとする。

（資産の管理）
第３４条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第３５条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、軽微なものを除き同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３６条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第２条の３９に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）会計監査報告

（３）理事及び監事並びに評議員の名簿

（４）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（５）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３７条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第３８条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第３９条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）
第４０条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の事業を行う。
（１）社会福祉協議会等が実施する事業
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第８章　解散

（解散）
第４１条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第４２条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）
第４３条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４４条　この法人の公告は、社会福祉法人国立保育会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

（施行細則）

第４５条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行なうものとする。

理事長　森　田　　豊　子
理　事　小笠原　　嘉　子
〃　　吉　見　　静　江
〃　　田　島　　守　保
〃　　山　田　　弥平次
〃　　森　田　　寅次郎
監　事　大　石　　芳　三

平成２７年９月３日付の定款変更の認可申請に伴い増員された役員の任期は、第２０条の規定にかかわらず、平成２９年３月３１日までとする。

1.平成 30 年 10 月 1 日　一部改正
2.平成 31 年 1 月 1 日　一部改正
3.令和 2 年 4 月 1 日　一部改正
4.令和 2 年 4 月 1 日　一部改正
5.令和 3 年 6 月 25 日　一部改正
6.令和 4 年 6 月 24 日　一部改正（副理事長設置等）
7.令和 5 年 8 月 1 日　一部改正